

- (c) 登録湿地および他の湿地における生態学的特徴の変化を特定し、報告し、モニタリングを行うための定義とガイドライン
- (d) 登録湿地および他の湿地における管理計画策定(湿地ゾーニングを含む)のためのガイドライン
- (e) 条約と、多国間開発銀行、地球環境ファシリティ、二国間開発援助計画を含む開発援助機関との関係
- (f) 条約の機関である常設委員会、科学技術検討委員会、事務局の業務内容および運営方法
- (g) 条約の機構である「ラムサール条約湿地の保全および賢明な利用のための小規模助成基金」や「モントルーレコード」等の実施のための運用手続きおよびガイドライン

### 決議VI. 12 国家湿地目録および登録候補地

1. 締約国会議で採択された選定基準に照らして国際的に重要である湿地を特に示す、国家湿地目録の準備を奨励する勧告4. 6および決議5. 3を想起し、
  2. 条約のもとで賢明な利用の義務を実施する際助けとなる、湿地資源の包括的な目録の価値に注目し、
  3. さらに条約の下での登録湿地の候補となりうる湿地を認識することの価値を重ねて注目し、
- 締約国会議は、
4. 科学的な国家湿地目録を準備し改訂する際に全ての湿地を含むよう、締約国に奨励する。
  5. 各締約国に対し、締約国会議で承認された選定基準に合致する湿地を正式に確認することを要請する。

### 決議VI. 13 ラムサール登録湿地に関する情報の提出

1. 登録湿地の変化やその兆候に関する情報を遅滞無く条約事務局に提出することを求める条文第3条2を想起し、
2. さらに、特に登録湿地あるいはその周辺の影響を及ぼしかねない人為干渉や脅威についての情報を含んだ、登録湿地の完全な情報シートを提出することを締約国に求めている決議5. 3を重ねて想起し、
3. 今回の会議に国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)が提示した登録湿地データベースに保持されているデータの分析に感謝をもって留意し、
4. 締約国が提出した地図や記載がしばしば不十分な質であったという、今回の会議に提出された報告に憂慮し、
5. 条約の効果的な履行のためには、勧告4. 7で是認され決議VI. 5で改訂された『登録湿地のインフォメーションシート』および『湿地タイプの分類システム』を用いた、登録湿地の地図と記載の提出が必要であることを確信し、そして
6. さらに登録湿地が直面しているさまざまなタイプの脅威の構成に関しても、登録湿地と未登録湿地の状況の比較に関しても、現在の登録湿地データベースに保管されるデータからは結論を導き出せないことに重ねて留意し、